



【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、可能な限り、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会では受付での検温、会場内でのマスク着用等、株主様への感染防止を最優先とした運営を行わせていただきます（検温結果等により入場をお断りさせていただく場合もございます）。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第27回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年5月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ1階
ソラシティカンファレンスセンター RoomB

昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

□第27回定時株主総会招集ご通知	1
□株主総会参考書類	4
□事業報告	10
□連結計算書類／監査報告書	27
□計算書類／監査報告書	31

2022年5月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町3番地
株式会社トレジャー・ファクトリー
代表取締役社長 野 坂 英 吾

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、可能な限り、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月24日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2022年5月24日（火曜日）午後6時15分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ1階
ソラシティカンファレンスセンター Room B
昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第27期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

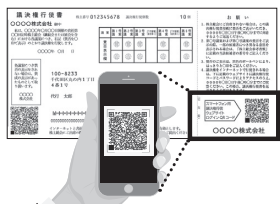
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.treasurefactory.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ①会計監査人の状況
 - ②業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ③連結株主資本等変動計算書・株主資本等変動計算書
 - ④連結注記表・個別注記表
- なお、上記①から④は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、上記③及び④は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.treasurefactory.co.jp/>）に掲載させていただきます。

● インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

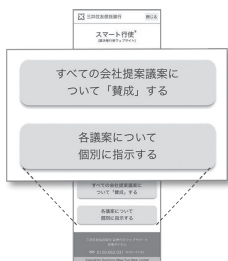
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネット等により複数回議決権をご行使された場合、又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

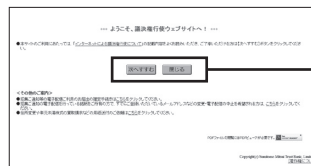
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

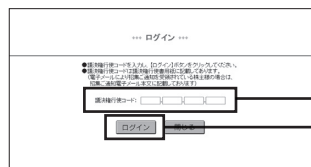
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

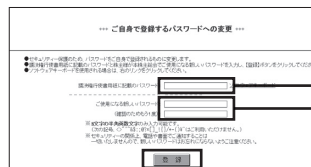
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第27期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 9円
総額 100,029,321円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入（変更案第12条第2項）

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正産競法」という。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能となったことを受け、当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な株主様の出席を可能とし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害時のリスク低減や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えております。

本変更の効力は、改正産競法に基づき、本株主総会での決議に加え、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入（変更案第18条）

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、上場会社（振替株式発行会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることになりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第11条 (省略)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。 (新 設)</p> <p>第13条～第17条 (省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p> <p>第19条～第47条 (省略)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第47条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 定款第12条第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後これを削除する。</u></p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 定款第18条の変更は、2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役宮本久美子氏が任期満了となります。

つきましては、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
【再任】 みやもと くみこ 宮本 久美子 (1970年3月1日生)	2000年4月 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所 2008年1月 同所 パートナー弁護士 2011年4月 株式会社ミサワ社外監査役 2016年1月 和田倉門法律事務所設立 マネージングパートナー弁護士(現任) 2016年5月 当社取締役(現任) 2016年7月 株式会社ビューティガレッジ社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年12月 株式会社インタートレード社外監査役(現任) 2017年4月 株式会社ミサワ社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年11月 ピクスタ株式会社社外監査役 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門的見地から、取締役会における適法性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための適切な助言・提言をいただいております。 当社の更なる企業価値の向上及び持続的成長の実現に向け、社外取締役として、引き続き当社の経営を監督いただくため、選任をお願いするものであります。 選任後は、引き続き上記役割を果たしていただくことを期待しております。		

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項の内容

① 宮本久美子氏は、社外取締役候補者であります。

② 同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

③ 同氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

④ 当社は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、同氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【取締役候補者の選定・指名手続】

① 社内の取締役候補者については、当社の経営理念と経営方針の実現及び中長期的な企業価値の向上に貢献し得る高い経営能力や専門性等を有しているかを総合的に判断して、取締役会で審議の上、決定します。

② 社外取締役候補者については、経営、法務、財務会計等の専門的見地から当社の経営に貢献し、また独立した立場から経営の管理・監督機能を果たす知見を有しているかを総合的に判断して、取締役会で審議の上、決定します。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
のぐち あきら 野口 晃 (1951年7月29日生)	1977年6月 株式会社中村屋家電販売入社 1984年12月 家電販売、修理店を個人創業 1990年9月 有限会社ケーヨーテクノ(現株式会社ケーヨーテクノ)設立、代表取締役社長 2019年5月 同社取締役(現任)	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を、当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っていただけるとの期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項の内容

① 野口晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

② 当社は各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額とするものであり、同氏が監査役に就任された場合は、当社は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

③ 同氏が監査役に就任された場合は、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【監査役候補者の選定・指名手続】

社外監査役候補者については、法令及び社内規程等に基づき、監査業務を適切に遂行し得る豊富な経験と高い見識及び高度な専門性を有しているかを総合的に判断して、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議の上、決定します。

【社外監査役の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外監査役の候補者を選定しております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの長期化の中で、7月下旬以降のデルタ株の感染拡大や1月以降のオミクロン株の感染拡大など、新型コロナウイルス感染者数が急拡大する局面があったものの、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進行の効果もあり、経済活動の制限も順次緩和され、全般的には消費活動は持ち直し傾向にあります。

そのような中で、社会のSDGs推進に向けた動きを背景にしたリユースへの意識の高まりから、身近なリユースショップの買取サービスへの需要は堅調に推移し、また、販売面でも、生活用品をお買い得に購入したいというニーズは引き続き高い水準で推移しました。

当社グループにおきましては、第4四半期会計期間は、第3四半期に続き堅調に推移し、12-2月の第4四半期連結会計期間の営業利益は414,917千円と、第4四半期会計期間としては過去最高の営業利益を達成しました。単体においては、通期で直営店を過去最高となる17店出店し、既存店も年間を通して堅調に推移しました。グループ会社においては、2021年1月から連結決算に組み込まれたピックアップジャパンの売上が加わり、また、リユース事業を行うカインドオールは、EC販売を伸ばすことで、売上、利益とも大きく回復しました。一方で、販売費及び一般管理費は、単体で新規出店が順調に進んだことにより新店にかかる販売費及び一般管理費が前期比479,667千円増加したものの、販管費率は56.8%と低下しました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高23,313,103千円（前期比24.4%増）、営業利益995,329千円（前期比831.3%増）、経常利益1,054,109千円（前期比502.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は703,470千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失134,966千円）となり、連結決算としては過去最高益を達成しました。

利益率の指標では、差引売上総利益率は61.0%（前期比0.4pt上昇）、販売費及び一般管理費比率は56.8%（前期比3.3pt低下）、営業利益率は4.3%（前期比3.7pt上昇）、経常利益率は4.5%（前期比3.6pt上昇）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(リユース事業)

連結売上が前期比24.4%増、単体の売上は同15.3%増、単体既存店が同7.8%増となりました。カテゴリ別では、前期にコロナ禍の影響を強く受けた衣料は前期比24.7%増と回復し、生活雑貨も同14.5%増となりました。一方で、電化製品は、前期第2四半期に特別定額給付金の国民への給付を受けて販売が大きく伸びたことの影響に加え、8月が例年よりも気温が低下しエアコンなどの夏物家電の販売が想定を下回ったことなどから、前期比3.3%増に留まりました。また、ピックアップジャパンの売上が加わったこともあり、服飾雑貨は前期比46.8%増、ホビー用品は同34.8%増と高い伸びとなりました。また、EC販売は自宅でのショッピング需要に対し、自社ECサイトでの出品を強化し、連結のEC販売額は前期比34.6%増となりました。

仕入では、連結ではピックアップジャパンが加わったこともあり当期連結商品仕入高は前期比32.8%増、単体の仕入は同20.4%増となりました。単体の買取チャンネル別では、持込買取が同23.9%増と堅調に推移し、店舗以外の買取チャンネルでは、出張買取が同34.0%と大幅増となり、宅配買取も同23.4%増と引き続き好調に推移しました。

出店は、当連結会計年度においては、単体にて総合リユース業態を7店、服飾専門リユース業態を8店、ブランド専門業態を2店、計17店出店しました。出店地域も、関東10店、関西3店、中部3店、九州1店となり、各地域にバランスよく出店が進みました。当連結会計年度末における店舗数は、単体で直営店149店、FC店4店の合計153店、グループ全体で合計220店となりました。

以上の結果から、売上高は22,690,117千円（前期比24.2%増）、セグメント利益は2,476,108千円（前期比77.7%増）となりました。

(その他)

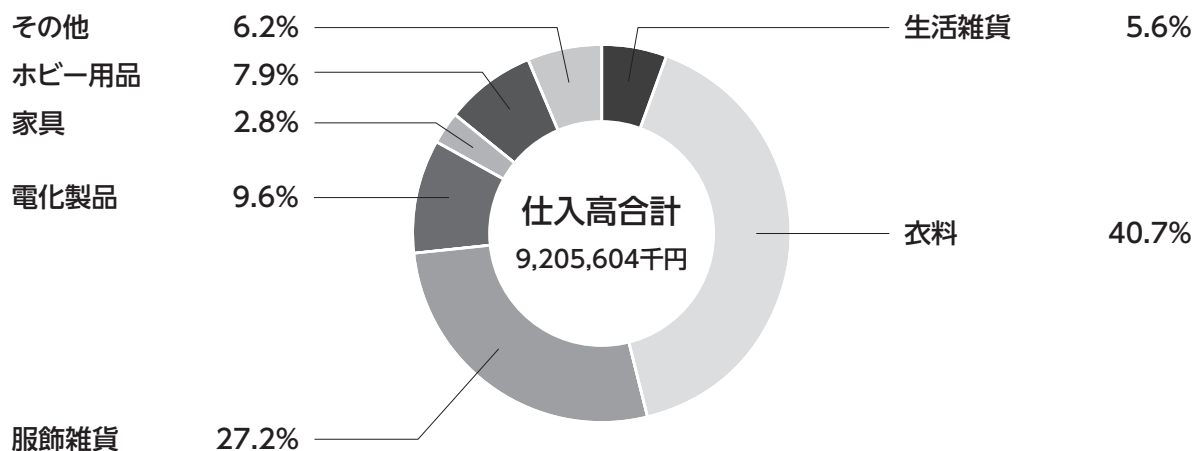
レンタル事業の「Cariru」では、緊急事態宣言等の解除後に高まった結婚式需要を取り込み、レンタル事業の売上は前期比195.8%増となりました。

システム事業では、開発コスト増加等により営業損失が発生しました。また、2月に会社分割（新設分割）により、グループ会社デジタルクエストのシステム開発事業を承継させた株式会社トレファクテクノロジーを新設し、デジタルクエストの株式は2月末に売却しました。

以上の結果から、売上高は660,397千円（前期比30.0%増）、セグメント利益は26,240千円（前期はセグメント損失52,877千円）となりました。

リユース事業 商品別仕入実績

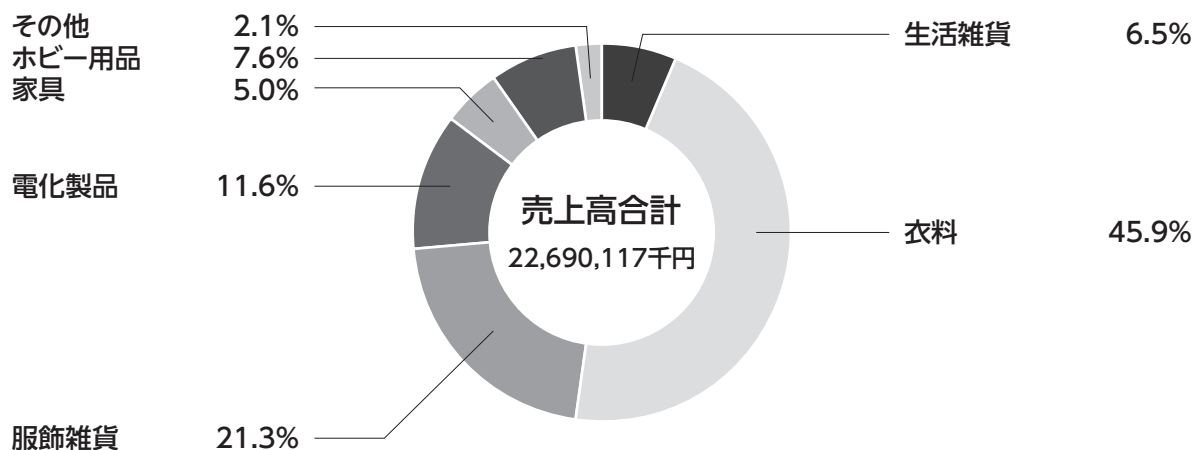
品 目	当連結会計年度 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		
	仕入高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (%)
生 活 雑 貨	514,593	5.6	123.1
衣 料	3,748,542	40.7	121.7
服 飾 雑 貨	2,500,136	27.2	167.2
電 化 製 品	882,104	9.6	119.4
家 具	257,538	2.8	107.0
ホ ビ ー 用 品	727,243	7.9	143.3
そ の 他	575,445	6.2	128.0
合 計	9,205,604	100.0	132.8



- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. その他には、仕入副費が含まれております。

リユース事業 商品別販売実績

品 目	当連結会計年度 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (%)
生 活 雑 貨	1,481,238	6.5	114.5
衣 料	10,404,849	45.9	124.7
服 飾 雑 貨	4,865,948	21.3	146.8
電 化 製 品	2,624,418	11.6	103.3
家 具	1,128,917	5.0	101.4
ホ ビ - 用 品	1,716,642	7.6	134.8
そ の 他	468,102	2.1	119.1
合 計	22,690,117	100.0	124.2



- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. その他には、その他商品と引越関連の売上が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は609,434千円であり、その主なものは新規出店で下表のとおりであります。

店 舗 名	開 店 日
トレファクスタイル 鶴見緑地店	2021年3月27日
トレファクスタイル たまプラーザ店	2021年4月10日
ブランドコレクト 買取センター広尾店	2021年5月22日
トレファクスタイル 学芸大学店	2021年6月12日
ブランドコレクト 表参道2号店	2021年6月19日
トレジャーファクトリー 名古屋鳴海店	2021年7月10日
トレファクスタイル 日吉店	2021年7月17日
トレジャーファクトリー 寝屋川店	2021年7月22日
トレジャーファクトリー 小平店	2021年8月7日
トレジャーファクトリー つくば店	2021年9月4日
トレジャーファクトリー 高槻店	2021年10月9日
トレジャーファクトリー 鶴川店	2021年10月23日
トレファクスタイル 名古屋則武新町店	2021年10月27日
トレファクスタイル 八王子店	2021年11月20日
トレファクスタイル 名古屋藤が丘店	2021年12月18日
トレジャーファクトリー 筑紫野店	2021年12月18日
トレファクスタイル 瑞江店	2021年12月21日

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

株式会社トレファクテクノロジーズを会社分割（新設分割）により設立いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

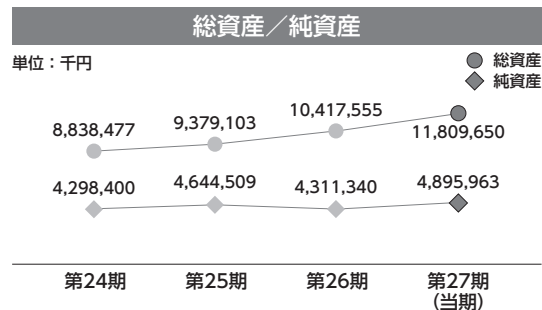
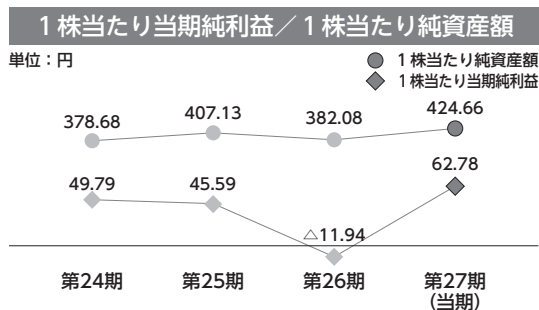
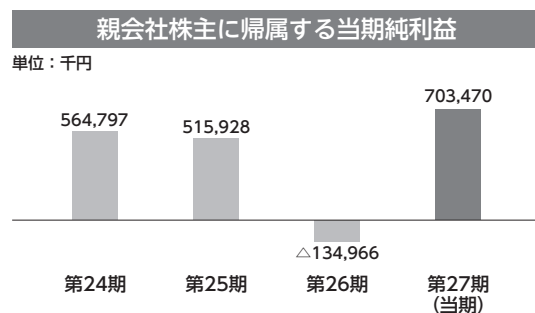
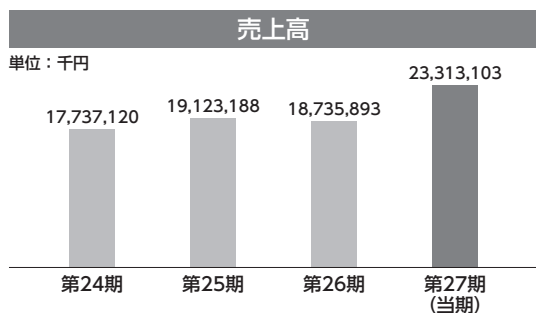
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2019年2月期)	第25期 (2020年2月期)	第26期 (2021年2月期)	第27期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高(千円)	17,737,120	19,123,188	18,735,893	23,313,103
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	564,797	515,928	△134,966	703,470
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	49.79	45.59	△11.94	62.78
総資産(千円)	8,838,477	9,379,103	10,417,555	11,809,650
純資産(千円)	4,298,400	4,644,509	4,311,340	4,895,963
1株当たり純資産額(円)	378.68	407.13	382.08	424.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第25期の期首から適用しており、第24期の金額は組替え後の金額で表示しております。



(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カインドオル	10,000千円	100%	ファッション品のリユース事業
株式会社ピックアップジャパン	48,430千円	100%	総合リユース事業

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

SDGsの推進、そしてサステナブルな社会構築に向けて人々のリユースへの意識が高まっていることを背景に、中古品小売市場は引き続き拡大しております。また、大手リユースショップチェーンの多店舗展開やインターネット経由の中古品の売買サービスの浸透などにより、業界内の競争も進んでおります。

このような環境下で、更なる事業成長を推進するためには、広域での店舗展開体制の確立、商品の確保及び人材の確保と育成、インターネット経由の売買の強化などが課題となります。具体的な課題と対処策は以下のとおりであります。

① 広域での店舗展開

物流の効率化、地域における知名度の向上などを実現するために首都圏、関西圏を中心にドミナント戦略（注）による直営店の出店を行っております。今後も、それら地域でのドミナント出店を継続するとともに、その他の地域にも出店してまいります。広域に多店舗展開するために、店舗開発体制を強化し、出店用物件の迅速かつ十分な確保を図るとともに、遠方店舗への商品支援体制強化を進めてまいります。

（注） 特定の地域に集中して出店を行うこと。

② 商品仕入の強化

店頭買取、出張買取及び宅配買取の3本柱を軸に一般買取の強化を進めてまいります。店頭買取においては、ポイントサービスを活用した顧客還元強化や実店舗だからこその利便性の提供に努めてまいります。あわせて、大型家電・家具などを中心に買い取る出張買取の強化、買取と引越サービスを一括で提供する「トレファク引越」の拡大、そしてインターネット経由で全国から買取を行う宅配買取の強化により、一般買取案件の増加を図ってまいります。また、異業種の企業等との提携を推進し、各提携先が有する顧客に当社の買取サービスを紹介し、ご利用いただくという取り組みも進めてまいります。一方、一般買取以外の仕入れでは、自社運営のオークションでの売買を通じた仕入れや新品・中古品取扱業者等からの法人仕入を引き続き強化してまいります。

これらの商品仕入強化及び自社オークション事業拡大に向けて、物流センターも増床し、新店用在庫及び既存店への補充在庫の十分な確保と共有体制の整備を進めてまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループの展開する事業は、多種多様な商材を取り扱い、日々変化する顧客ニーズに対応するため、マニュアルだけに頼らない柔軟な店舗運営が求められます。そのため、自ら状況に合わせて思考・行動できる自律型人材の確保・育成が必要となります。

年間20店以上の出店に向けて、優秀な人材を十分に確保していくため、新卒及び中途採用を強化するとともに、パート・アルバイトからの社員登用にも積極的に取り組み、人材の確保に努めてまいります。

また、それらの人材が早期に活躍できるよう、教育研修部門が中心となって研修内容の充実を図り、確保した人材の早期戦力化と定着化を図ってまいります。

④ インターネット経由の売上の強化

新型コロナウイルスの感染拡大を背景にした人々の消費スタイルの変化等により、インターネット経由のリユース品の売前は拡大しております。当社では、総合的な品揃えの「トレファクONLINE」と衣料服飾雑貨を扱う「トレファクファッション」などの自社ECサイトを運営し、一品モノである商品をECサイトに出品するオペレーションの効率化に取り組んでおります。引き続き各サイトのユーザビリティ向上とEC出品業務の効率化を進め、リアル店舗に加えECサイトでの品揃えも拡充し、顧客にとっての利便性向上に努めてまいります。

⑤ 新規事業への取り組み

中期的な成長に向けて、新規事業への投資及びその育成に取り組んでまいります。具体的には、ドレスレンタル事業「Cariru」やリユースのBtoBオークション事業である「トレファクライブネットオークション」、買取と引越を一括で提供する「トレファク引越」、不動産の売却まで一括で請け負う「トレファク不動産」、終活・生前整理の際の買取処分サービス「Regacy」などのリユース周辺事業への投資を進め、これらの周辺サービスを強化することでリユースのプラットフォームを構築し、顧客利便性を高め、収益獲得機会の増加に取り組んでまいります。

⑥ 海外事業への取り組み

当社では、海外においても消費者のリユースの機会が増えていくことを想定し、海外でリユース事業を展開しております。具体的には、タイ国においてリユース事業を展開しており、今後、台湾にも本格的に進出する計画であります。進出国の現地のニーズを捉え、現地における買取を増やし、安定的に店舗運営できる体制を構築し、多店舗展開に向け事業基盤を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループの主な事業は、リユース品の売買を行うリユース事業であります。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

当社の店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区神田練塀町3番地
物 流 セ ン タ ー	埼玉県さいたま市南区、埼玉県戸田市
E C セ ン タ ー	神奈川県相模原市緑区、神奈川県相模原市中央区
フルフィルメントセンター	埼玉県戸田市
総合リユース業態 トレジャーファクトリー (直営店67店、FC4店)	東京都15店、神奈川県10店、埼玉県15店、千葉県10店、茨城県2店、 福島県4店、愛知県3店、京都府1店、大阪府8店、兵庫県1店、福岡県2店
服飾専門リユース業態 トレファクスタイル (直営店62店)	東京都32店、神奈川県9店、埼玉県5店、千葉県7店、愛知県2店、 大阪府5店、兵庫県2店
ブランド古着専門業態 ブランドコレクト (直営店5店)	東京都5店
スポーツ・アウトドア業態 トレファクスポーツ (直営店6店)	東京都1店、神奈川県1店、埼玉県2店、千葉県2店
古着アウトレット業態 ユーズレット (直営店8店)	東京都3店、神奈川県1店、埼玉県4店
郊外型大型リユース業態 トレファクマーケット (直営店1店)	千葉県1店

株式会社カインドオルの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
ブランド古着専門業態 カインドオル (直営23店、FC13店)	東京都19店、愛知県1店、新潟県1店、滋賀県1店、和歌山県1店、 京都府3店、大阪府7店、兵庫県3店

株式会社GKファクトリーの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
ゴルフ専門業態 ゴルフキッズ (直営1店、FC14店)	東京都3店、神奈川県1店、栃木県1店 愛知県1店、滋賀県2店、京都府1店、大阪府5店 兵庫県1店

株式会社ピックアップジャパンの店舗の状況は次のとおりであります。

名 称	所 在 地
総合リユース業態 ピックアップ (直営店 9店)	静岡県9店
ブランド・貴金属専門業態 キンバリー (直営3店、FC1店)	静岡県3店、兵庫県1店

上記のほか、Treasure Factory (Thailand) Co., Ltd.の直営店がタイ国のバンコクに3店あります。

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減
867 (942) 名	73 (90) 名増

(注) 使用人数は、正社員数です。なお、パート及び契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
690 (799) 名	72 (96) 名増	30.9歳	5.8年

(注) 使用人数は、正社員数です。なお、パート及び契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,452,825千円
株式会社三井住友銀行	1,051,716千円
株式会社みずほ銀行	450,001千円
株式会社常陽銀行	356,200千円
浜松磐田信用金庫	287,500千円

2. 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,160,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,598,800株 (自己株式 484,431株を含む)
 (3) 株主数 6,215名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
野 坂 英 吾	4,314,000株	38.81%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	700,000	6.29
株式会社スリースターマネジメント	600,000	5.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	555,200	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	493,400	4.43
野 坂 淳	446,500	4.01
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	281,014	2.52
トレジャー・ファクトリー従業員持株会	254,800	2.29
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC	200,507	1.80
上 遠 野 俊 一	134,800	1.21

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2022年2月28日現在）

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

第6回新株予約権	
発行決議日	取締役会：2021年4月14日
新株予約権の数	7,440個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 744,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 379円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 105,800円 (1株当たり 1,058円)
権利行使期間	2022年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件	(注)
新株予約権の交付状況	当社取締役4名 (4,900個) 当社従業員49名 (2,540個)

(注) 行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、2022年2月期における、参照指数（監査済みの当社連結損益計算書の経常利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及びM&A実行時の外部アドバイザーに対する報酬・手数料等を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記 (a) 及び (b) に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を2022年2月期有価証券報告書提出日の翌月の1日以降より行使することができる。上記の参照指数の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正参照指数をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定定めるものとする。行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a) 2022年2月期の参照指数が1,070百万円以上の場合、行使可能割合50%
- (b) 2022年2月期の参照指数が1,189百万円以上の場合、行使可能割合50%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野坂英吾	株式会社アルプス技研社外取締役
専務取締役	野坂淳	
取締役	澤田卓	事業推進室長
取締役	小林英治	経営企画室長
取締役	鈴木信夫	千代田第一工業株式会社代表取締役社長
取締役	宮本久美子	和田倉門法律事務所マネージングパートナー弁護士 株式会社ビューティガレージ社外取締役 (監査等委員) 株式会社ミサワ社外取締役 (監査等委員) 株式会社インタートレード社外監査役 ピクスタ株式会社社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	長尾昌彦	
監査役	石川博康	アーク法律事務所代表弁護士 ブルドックソース株式会社社外取締役 (監査等委員)
監査役	金野栄太郎	株式会社のぞみリアルエステート代表取締役 シンシア監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役鈴木信夫氏及び宮本久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役長尾昌彦氏、監査役石川博康氏及び金野栄太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役金野栄太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役鈴木信夫氏及び宮本久美子氏並びに常勤監査役長尾昌彦氏、監査役石川博康氏及び金野栄太郎氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役	6名	88,564千円
監 査 役	3名	11,160千円
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	99,724千円 (16,560千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年5月26日開催の第25回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。決議当時の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2000年5月29日開催の第5回定時株主総会において、月額300百万円以内と決議いただいております。決議当時の監査役の員数は1名であります。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、事業の持続的な成長を図るために不可欠な経営人財を維持・確保し、業績向上のためのインセンティブとしても十分に機能する報酬体系とすること、また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の担当職務の対価として適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、このうち基本報酬のみを支払うこととする。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、外部調査機関の役員報酬調査に基づく他社水準を考慮し、各取締役の担当職務、各期の成果、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

(c) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、前期の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を12分割して月例の基本報酬に上乗せして支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営方針、当期の事業方針、過去実績等を踏まえて策定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(d) 基本報酬（金銭報酬）の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準・割合を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（又はe.の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容

を決定することとする。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績や担当職務・所管部門における実績を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定をしなければならないこととする。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。その具体的な内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長（野坂英吾）に対し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で、その具体的内容について決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、委任される権限およびその権限が適切に行使されるようにするための措置は、上記3.②(e)に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木信夫氏は、千代田第一工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。
- ・取締役宮本久美子氏は、和田倉門法律事務所マネージングパートナー弁護士を兼務しております。当社は同事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役石川博康氏は、アーク法律事務所の代表弁護士を兼務しております。当社は同事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役金野栄太郎氏は、株式会社のぞみリアルエステートの代表取締役及びシンシア監査法人代表社員を兼務しております。当社はこれらの会社との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮本久美子氏は、株式会社ビューティガレージの社外取締役（監査等委員）、株式会社ミサワの社外取締役（監査等委員）、株式会社インタートレードの社外監査役及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社はこれらの会社との間に取引関係はありません。
- ・監査役石川博康氏は、ブルドックソース株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

活 動 状 況	
取締役 鈴木 信夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回（出席率93.7%）に出席いたしました。異業種の会社経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会における意思決定の透明性、健全性、遵法性を確保し、コンプライアンス（法令遵守）強化のための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として適宜助言・提言を行っております。
取締役 宮本 久美子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における適正性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として適宜助言・提言を行っております。
監査役 長尾 昌彦	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会18回のすべてに出席いたしました。金融業界での豊富な経験や、財務及び会計に関する知見に基づく幅広い見識を、当社における監査に反映し、当社全体の適法性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 石川 博康	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会18回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における適正性の確保、リスク管理及びコンプライアンス強化のための助言・提言を行っております。
監査役 金野 栄太郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会18回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、主に財務・経理・税務及び内部統制等に関する助言・提言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役及び社外監査役が、当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度とするものとしております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,551,779	流動負債	4,435,305
現金及び預金	2,360,856	買掛金	58,790
売掛金	643,971	短期借入金	1,792,403
商品	4,014,226	1年内返済予定の長期借入金	734,198
貯蔵品	14,720	未払法人税等	286,785
その他	518,004	賞与引当金	318,470
固定資産	4,257,871	株主優待引当金	4,536
有形固定資産	1,807,887	返品調整引当金	21,335
建物及び構築物	1,127,839	返引引当金	60,158
土地	426,511	その他	1,158,626
建設仮勘定	2,425	固定負債	2,478,381
その他	251,111	長期借入金	1,811,355
無形固定資産	219,524	資産除去債務	640,774
のれん	93,313	その他	26,252
その他	126,210	負債合計	6,913,687
投資その他の資産	2,230,458	純資産の部	
投資有価証券	7,606	株主資本	4,715,795
繰延税金資産	373,751	資本剰余金	521,183
敷金及び保証金	1,695,875	利益剰余金	4,148,547
その他	153,225	自己株式	△410,119
資産合計	11,809,650	その他の包括利益累計額	3,987
		為替換算調整勘定	3,987
		新株予約権	162,819
		非支配株主持分	13,360
		純資産合計	4,895,963
		負債純資産合計	11,809,650

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,313,103
売上原価	9,078,836
売上総利益	14,234,267
返品調整引当金繰入額	21,335
返品調整引当金戻入額	18,822
差引売上総利益	14,231,754
販売費及び一般管理費	13,236,424
営業利益	995,329
営業外収益	72,687
営業外費用	13,908
経常利益	1,054,109
特別利益	17,141
関係会社株式売却益	17,141
特別損失	222,543
固定資産売却損	1,138
固定資産除却損	4,597
減損	216,808
税金等調整前当期純利益	848,706
法人税、住民税及び事業税	305,000
法人税等調整額	△154,517
当期純利益	698,223
非支配株主に帰属する当期純損失	5,246
親会社株主に帰属する当期純利益	703,470

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社トレジャー・ファクトリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 雄二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トレジャー・ファクトリーの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレジャー・ファクトリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	5,216,139	流動負債	3,404,760
現金及び預金	1,339,458	買掛金	39,468
売掛金	461,378	短期借入金	1,320,003
商貯蔵品	3,049,056	1年内返済予定の長期借入金	542,318
前払費用	14,580	未払金	286,452
前払費用	81	未払費用	466,303
その他	249,466	未払法人税等	248,150
	102,117	未払消費税等	135,217
固定資産	4,704,743	前受金	2,173
有形固定資産	1,357,565	前受収益	4,040
建物	934,144	預り金	12,027
構築物	44,703	賞与引当金	276,748
工具、器具及び備品	186,496	株主優待引当金	4,536
レンタル資産	48,239	返品調整引当金	21,335
土地	141,555	ポイント引当金	45,982
建設仮勘定	2,425	その他	2
無形固定資産	107,239	固定負債	1,859,532
投資その他の資産	3,239,938	長期借入金	1,323,074
投資有価証券	7,606	資産除去債務	536,458
関係会社株式	1,216,639	負債合計	5,264,292
出資金	110	純資産の部	
関係会社出資金	99,590	株主資本	4,493,771
関係会社長期貸付金	154,567	資本金	521,183
繰延税金資産	306,583	資本剰余金	456,183
長期前払費用	132,767	資本準備金	456,183
敷金及び保証金	1,409,178	利益剰余金	3,926,523
その他	195	その他利益剰余金	3,926,523
貸倒引当金	△87,300	繰越利益剰余金	3,926,523
資産合計	9,920,883	自己株式	△410,119
		新株予約権	162,819
		純資産合計	4,656,591
		負債純資産合計	9,920,883

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,026,519
売上原価	6,460,756
売上総利益	11,565,762
返品調整引当金繰入額	21,335
返品調整引当金戻入額	18,822
差引売上総利益	11,563,250
販売費及び一般管理費	10,806,399
営業利益	756,850
営業外収益	77,514
営業外費用	5,782
経常利益	828,582
特別利益	21,035
関係会社株式売却益	21,035
特別損失	290,657
固定資産除却損	441
減損損失	159,627
関係会社株式評価損	130,588
税引前当期純利益	558,960
法人税、住民税及び事業税	259,200
法人税等調整額	△105,310
当期純利益	405,070

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社トレジャー・ファクトリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 雄二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレジャー・ファクトリーの2021年3月1日から2022年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月20日

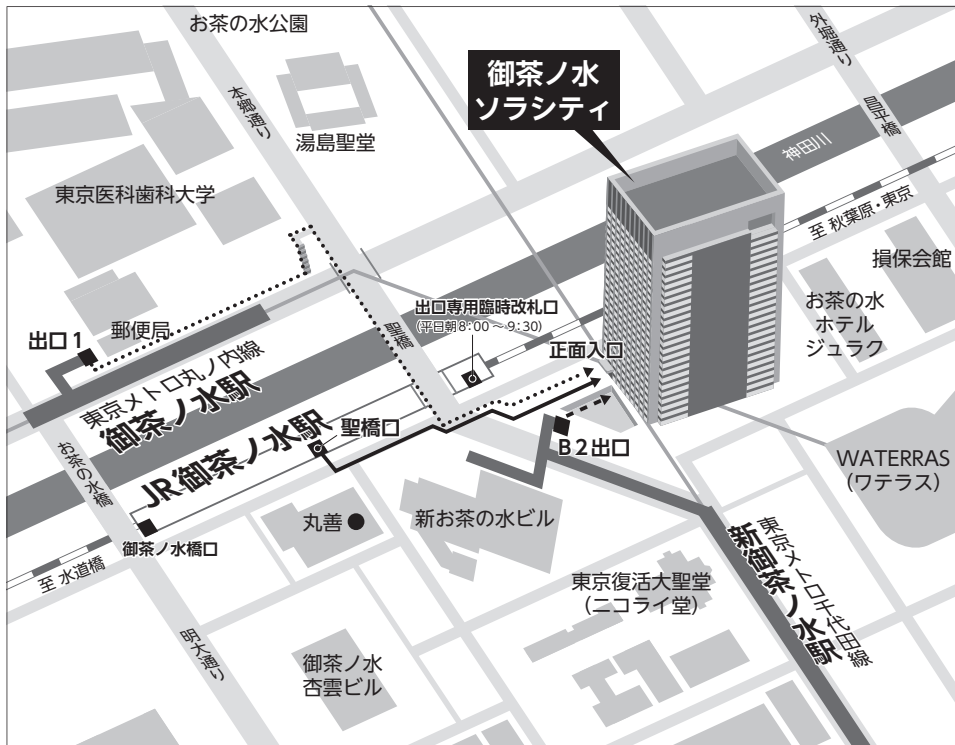
株式会社トレジャー・ファクトリー 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 長尾 昌彦 ㊟
監査役(社外監査役) 石川 博康 ㊟
監査役(社外監査役) 金野 栄太郎 ㊟

以上

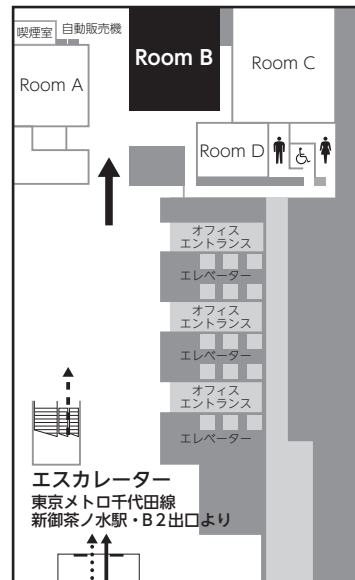
株主総会会場 ご案内図

開催日時

2022年5月25日(水曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)



御茶ノ水ソラシティ 1階フロアマップ



正面入口
JR御茶ノ水駅・聖橋口より
東京メトロ丸ノ内線御茶ノ水駅・出口1より

最寄駅



会場

会場が前回と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 1階
ソラシティカンファレンス
センター RoomB
TEL: 03-6206-4855



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



植物油インキを
使用しています。